

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

-----  
1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス  
-----

■特定公益増進法人に対する寄附に係る証明書類等について

※令和 3 年 3 月 30 日付で公益法人 information にて周知させていただいた内容を、あらためてお知らせするものです。

(参考) 令和 3 年 3 月 30 日付事務連絡

[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20210330\\_kihu\\_syorui.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20210330_kihu_syorui.pdf)

公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（以下「特定公益増進法人」という。）に対するその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされていますが、令和 3 年度税制改正において、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外することとして法人税法第 37 条第 4 項及び所得税法第 78 条第 2 項が改正され、令和 3 年 4 月 1 日以後に支出する寄附金について適用されることとなりました。

これに伴い、財務省令に規定する寄附者が上記特例を適用する場合に保存することとされる書類（寄附金が特例対象の寄附金に該当することを証する書類）についても、法人税法施行規則第 24 条においては、『その寄附金が特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金である旨のその特定公益増進法人が証する書類』に改正されました。また、所得税法施行規則第 47 条の 2 及び租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 5 における寄附金控除や所得税額控除の確定申告の際に添付等が必要となる書類においても同趣旨から、改正されました。

つきましては、特定公益増進法人に対する寄附については、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。

○令和 3 年 4 月 1 日以後は、各特定公益増進法人において、受け入れた寄附が主目的業務に関連する寄附であるかどうかの確認のほか、その寄附が以下のような寄附金ではないかど

うかを確認のうえ、証明書を寄附者に交付すること。

- ・ 寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金
- ・ 出資業務に用途を指定して行われた寄附金

※確認の具体的な実務としては、例えば、寄附を募集するチラシや HP 等が出資業務に充て  
ることを示していないことや寄附者から寄附の用途を出資業務に充てることと指定されて  
いないことを確認することを想定しています。

※証明書への記載例：

「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第 78 条第 2 項第 3 号又は  
法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金である」

=====

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。